

平成30年9月26日（水）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

○議長（岡 弘悟君）この際、報告いたします。

総務委員会委員長 井上君から平成30年9月14日付をもって議案1件が、文教厚生委員会委員長 小林君から平成30年9月19日付をもって議案2件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

次に、去る9月13日の本会議において設置されました平成29年度決算審査特別委員会委員長に12番 堀内君、副委員長に5番 坂口君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において3番 杉本君、4番 今城君の2名を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成29年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第14 認定第13号 平成29年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件

○議長（岡 弘悟君）日程第2 認定第1号 平成29年度橋本市一般会計決算の認定につい

て から、日程第14 認定第13号 平成29年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平成29年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件により、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第15 議案第5号 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例について と、日程第16 議案第6号 橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会条例について の2件

○議長（岡 弘悟君）日程第16 議案第6号 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例について と、日程第16 議案第6号 橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会条例について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

それでは、総務委員会におかれて審議いたしました結果発表いたします。

去る9月13日の本会議におきまして、本委員会に付託された議案第5号 橋本市の自治

と協働をはぐくむ条例について」と、議案第6号「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会条例について」を審査するため、9月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

記。

議案第5号は、今後急速に進む人口減少や少子高齢化に対応し、これからのまちづくりを市民と行政が協働で行っていくための旗印として、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例を制定するもので、条例の名称のとおり市民と行政が同じ方向をめざして今後のまちづくりに取り組むことができるようにすることを目的としている。

委員から、第13条（財政運営）の規定において、「市長は・・・使途を決定する」とあるが、この表現では予算の執行に際し、議会の議決が全く不要であるかのような誤解を与えないかとのただしがあり、第6条（市議会の役割）の規定にもあるように、議会は市の意思決定機関であり、また法律上でも、市長は編成した予算を議会の議決を得て執行する。市民に対して誤解を招くことのないよう条例の解説において説明するとの答弁がありました。

地域運営組織についてはどのような組織を考えているかとのただしがあり、区・自治会は地域における基礎的なコミュニティであり、重要な役割を担っているが、これからの人口減少、少子高齢化の進展により生じてくる区・自治会だけでは解決できない課題に対し、区・自治会、各種団体、ボランティア団体、その他団体と市が一緒になって課題解決していく組織として考えている。ただし、一定の地域の中には複数の運営組織が設立してしまうとスムーズな運営が期待できないので、

設立については一定のルールが必要であり、ルールづくりについては行政が一方的に決めるのではなく、市民と一緒に考えて決めていきたい。一定の区域をどう設定するかや組織の構成、運営方法、活動内容等の基本的な方針を定める期間として3年間を設けているとの答弁がありました。

地域運営組織に関する規則の制定について、議会へ報告する考えはあるかとのただしがあり、地域運営組織のルールづくりには相当労力を必要とと感じている。区域の設定についても現在のまとまりのある区域としては、例えば、小学校区では15、区長会単位では9、第2層協議体では10、消防団では10、地区公民館では8とさまざまであるので、その設定は非常に難しく、市民や議会の理解と協力が必要不可欠であり、規則の制定過程においては、議会に報告するとの答弁がありました。

市民協働参画の流れもと、以前から各担当課において、市民との協働によるさまざまなイベントが立ち上がってきているが、行政側が縦割りで、自分の担当部署のイベントだけ参加すればよいという考え方では困る。市民の中には複数のイベントに参加されている方もいる。行政側も一つとなって参画するので、市民にも参画していただくという意識が必要であり、職員全員がその意識を持つことから始めなければならないと思うがいかがかとのただしがあり、昨年からは地域担当職員制度を開始しており、課長級の職員を中心に40人程度の職員が毎月、地区区長会に行き、自分の担当業務だけでなく、さまざまな業務について協議を行っている。この試みも将来的には職員層を広げていきたいと考えており、職員全体が一体となって市民協働参画を進めるよう努力していくとの答弁がありました。

本条例について職員に対する周知について

ただしがあり、本条例の策定にあたっては、市民協働という趣旨のもと、市民にも参加いただいた橋本市自治基本条例策定委員会において議論をしてきたが、一方では、市内部においても全ての部長が参加する庁内検討委員会を組織し議論を重ねてきた。庁内検討委員会での議論の過程においてさまざまな意見が出されており、職員も強く関心を持っている。条例施行後は職員が先頭に立ってこれを推進していかねばならず、条例の理解を深めていくものと考えているとの答弁がありました。

第4条（基本原則）の第2号の規定において、「市民はまちづくりに参画するよう努め」とあり、市民に義務を課しており、当該規定を根拠に市民に参画を強要する圧力となるのではないかと、のただしがあり、そのような趣旨ではなく、市民協働の推進にあたり、市民の積極的に参画していただきたいという願いを込めたものであり、第4号の相互の尊重において、まちづくりにはお互いの意見、行動を尊重し合うことが重要である旨を規定しているとの答弁がありました。

市民の定義について、市外や外国人を含んでおり、広過ぎる。例えば、外国人が自国に有利なように橋本市政を利用する懸念はないかと、のただしがあり、まちづくりに関しては市内在住者だけではなく、市外の人や外国人から多様な意見を聞くことも大切であると考えている。市政は市長の判断と議会の議決、承認が必要であるので、おただしのような懸念はないとの答弁がありました。

議案第6号は、議案第5号により提案されている橋本市の自治と協働をはぐくむ条例について、市民と行政の協働により検証と見直しを行うため、附属機関として橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会を設置するものである。

委員から、はぐくむ委員会の委員構成について、まちづくりにかかわることなので、より多く市民に参加していただきたいかがかとのただしがあり、はぐくむ条例の素案を作成した橋本市自治基本条例策定委員会は委員20人のうち15人が市民であり、そのうち7人は公募による委員であった。はぐくむ委員会においても、公募による市民委員にはできる限り多く参加していただきたいとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。ご審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第5号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私は、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例案に反対の立場から討論いたします。

まず、本条例案の文言の問題点について、全てを批判することは時間の都合上妥当でないので、主な条文の問題点を指摘し、次に、理論上、憲法上、實際上、受け入れがたい点につき指摘いたします。少し長くなりますが、橋本市政の基本、民主政治の基本にかかわる極めて重大な問題でありますので、よろしくお願いたします。

まず、各条文の問題点を指摘します。

第2条で2項、市民ということで、市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内でまちづくりにかかわる全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体（法人を含みま

す。)をいいます。とありますが、地方自治法10条2項は、住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと定め、このように広く市民を認めることを予想していない。

また、いわゆる市外から外国人を含むプロ市民の流入をとめられない大問題である。既に毎日のように窓口に押しかけ怒声を浴びせる、いわゆるクレーマー市民の対応に苦慮している自治体も多い。職員がノイローゼになっているケースも少なくない。

次に、4条第2項、市民参画ということで、市民はまちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め、市はその参画のための機会を設けますとありますけれども、市長は何かの勘違いをしているのではないかと。まちづくりの主体は、私が市長になったら、私が議員になったら、こういうまちづくりをしますと選挙で訴え、市民に選ばれた市長と議員です。選挙によってコントロールできない、しかも何の責任も負わない集団をまちづくりの主体と考えるのは間違いです。

第7条、市長等は市政運営に関する情報について速やかにかつわかりやすく市民に提供する。市民に提供するですよ。市民との情報の共有に努めると。次、4号、市長は市民参画を実現するため、市がまちづくり及び市政に参画する機会を設けると。そしたら、外国人を含むんですけども、日本語が理解できない外国人にきちんと説明できるのか。情報の共有とか市政の参画する機会を設けることが本当にできるのか。そのために、理解してもらえだけの能力が橋本市にあるのか。なぜ、こんなことをしなければならないのか。全くわからない。英語、中国語、韓国語、ベトナム、ロシア、インドネシア、いろんな人がおるんですよ。その人に情報の共有を努めると。

できないじゃないですか。できるんですか。

第9条。市民は安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互い助け合い、解決に向けて自ら行動しますと。市民に義務を負わせる根拠規定となる危険があります。先ほどいろいろ市の弁解もありましたけれども、この危険はあります。

次に、10条。市民は一定のまとまりのある地域において、まちづくりにかかわる組織として地域運営組織を設立することができます。4項、市民は地域社会の一員として、自主的に地域運営組織の活動に参画します。そしたら、第10条、地域運営協議会を設立することができますと、するでなくできるとなっているんです。つまり任意規定です。設立しようがしまいが自由だという。これでは地域の形がてんでばらばらになってしまい、行政との対応が意味なく複雑になり、円滑な市政運営ができなくなる危険がある。

そもそも橋本市は現在、区や自治会があり、その一固まりの地区区長会があり、全市的には区長連合会があり、地域と市当局との関係は風通しがよく、地域住民の意思は議員を通じてはもちろん、これらの組織が市民と市当局とのパイプ役を果たし大きな成果を上げております。また、各地区には自主防災組織を立ち上げ、訓練を重ね、年々人材も備品も充実しているところであります。さらに少子高齢化社会に対応するために、地域で助け合いをする組織として既に1層、2層の組織を立ち上げつつあり、3層の組織ができれば、その内容の充実を力を注ぐべきであります。その上、老人クラブやふれあいサロン等をはじめ、健康・文化の多方面にボランティアグループを含め何百というグループ団体が存在する。これらの組織の活用と協力を組み合わせ

て、総合力として市政の課題に取り組むほうが、限られた市役所職員や市民のエネルギーを効果的に活用してまちづくりができると考えます。

今さら地域運営組織グループをつくり、屋上屋を重ねこれまで積み上げてきた個人、団体、グループの自主性やエネルギーを損ねる危険をおかす必要は全くないと考えます。

次に11条。自主的に公益性、非営利性、継続性をもってまちづくりに取り組む。民間非営利組織（個人を含みます）は、市・区・自治会、前条に規定する地域、その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めます。協力するよう努めると。協力を強制する根拠とされる危険があります。特にNPOなど非営利組織は、それぞれの独自の目的を持って自主的に活動することを特色とするものであるから、その自主性や独自性は十分尊重しなければなりません。

次に、第15条。私たちは橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守します。2項、市は条例規則等を規定、制定または改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図りますと。これは最高法規性ということを言っているんです。しかし、国家の法秩序の大原則は、法律上、上下関係はありません。条例にも上下関係はありません。これは後で制定する法律は先に制定された法律を破るという表現で表現されています。平たく言えば、先に制定された法律は後で制定される法律を縛ることができないということです。なぜか。人類の長年にわたる歴史的経験から、国家統治を円滑に合理的にするためには欠くことができないからです。具体的には、政治状況はどんどん変化するが、その状況に応じて自由に適切に対応できなければ、国家は生き残っていけないからであります。

そこから生まれた人類の知恵です。第15条はこの大原則を踏み外しております。

さらに16条。私たちはこの条例の内容が橋本市にふさわしく社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直ししながら実効性のある条例となるよう育んでいきます。

17条。市は前条の検証及び見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会を置きます。市ははぐくむ委員会に市民の参画を求めます。

3項。はぐくむ委員会はこの条例に基づく諸制度に関する事項を調査し、市長に意見を述べることができます。この規定ですが、全く私は賛成できません。市の政策が決定されたなら、市当局は全力を上げてその誠実な執行に取り組み、その評価はまず自らが責任を持ってやり、不十分なところがあれば真摯に検討し、次の行政の執行に生かすべきであります。また議会は、市民にかわって行政のチェック機関として評価し、改善点があれば改善策を提示して改善を促す。それを市民がいかにかに評価するかは次の選挙に反映されます。それが憲法のいう地方自治であります。

私的団体あるいは個人が市政を評価するのは自由である。しかし、制度として外国人、市内に通勤する人、市内で活動をする人を含む、いわゆる一部の市民が、住民からの委任も委託も受けていない、つまり民主的基礎を持たない、しかも何の責任も負わない、いわゆる市民に、市の血税を使ってその評価をお願いすることが、市当局が自らの仕事の内容に責任がそんなに持てないのか。いかにも頼りない話ではないか。要するにこの条例は、市当局が自らをおとしめる疑義があり、議会にとっては、議会が役に立たないので市民の評価をお願いしますという議員をこけにした条例です。議員の皆さん、そう思いませんか。

市政の評価は、住民の代表たる俺たちがきちんとやるぞという気概と能力を持っていないのか、議員の皆さん。私は誠に恥ずかしい、住民に対して申しわけない話だと思います。橋本市民は、その仕事は私たちの代表である議員あなた方の仕事でしょうと。それをしない、できないなら、議員も市議会もやめてしまえと、そういうふうにするんじゃないでしょうか。自らの義務を果たさず権限を放棄して、何が市民の代表か、何が議員か、市民としてはそう言いたいと思いますよ。

次に、憲法上また理論上、さらに実際上の欠陥について述べたいと思います。

まず、憲法92条は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいてこれを定めると規定します。ここにいう地方自治の本旨とは、住民が組織した団体を通じてほかからの干渉を受けることなく、住民の意思で運営することを意味します。したがって、橋本市外で住んでいる大阪府民や奈良県民は憲法でいう住民ではありません。ゆえに平木市長が橋本市の住民以外でも、まちづくりの主体として、いわゆる市民を参加させることは憲法違反であります。

次に、憲法93条2項は、地方公共団体の長、その議会の議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定しています。その趣旨は、政治的意思決定に強くかかわる者、権力を行使する者を住民が直接選挙することによりコントロールできることを保障し、住民の意思による政治を実現することにあります。住民による政治のコントロール、これは民主主義、民主政治の本質的部分であることをご理解願いたい。

ところが、本条例案は、市の政策等の計画段階から、いわゆる市民が関与し、その実施、評価、改善にまで主体的にかかわっている。大切なことなので繰り返しますが、そこにか

かわるいわゆる市民と言われる人々は、政治的決定に重要な役割を果たすにもかかわらず、住民からの委託も信任も受けていない人であり、また何の責任も負わない人々であります。言いかえれば、住民によるコントロールが効かない外国人を含む市内外の人たちです。これは私が先に述べた民主主義、民主政治の理念に反するものであります。ズバリ言えば、本条例案は議会制民主主義を破壊するものであります。

議員の皆さん、視点を変えてみれば、このいわゆる市民と言われる人たちは、実質的に個々の市議会議員よりも、さらには議会よりも大きな役割を果たすことが理解できませんか。私の考えに対しては、住民から選ばれた市長が提案し、住民から選ばれた議会が議決しているから民主的手続きを経ているのではないか。だから問題はないという考え方もあります。確かに、形式論としてはそうも言えません。しかし、これを実質的に見ると恐ろしい実態が明らかになる。

そこで、いま一度、憲法93条2項の制度趣旨に戻って具体的に考えます。すなわち、憲法93条2項は、地方公共団体の長、その議会の議員はその地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定しています。その趣旨は、政治的意思決定に強くかかわる者、政治権力を行使する者を住民が選挙によってコントロールできることを保障し、住民の意思による政治を実現することにあります。しかし、ここで問題ですよ。市当局の議案として提出されれば、ほぼ100%議決される、賛成される橋本市議会の実態を考慮すれば、橋本市の政策は市長と厳しい採用試験に合格し、長年経験を積んだ政策集団としての職員組織が練り上げてつくり上げ、議会がチェックするという憲法の地方自治の趣旨が完全に踏みにじられるということです。

すなわち、市長提出議案は100%議会が賛成するのだから、実質的には外国人を含む市内外の人たち、繰り返して言いますが、この人たちは住民からの委託も信任も受けておらず、しかも何の責任も負わない。こういう人たちが橋本市のまちづくりを決定していくことになるのです。それでよいかということです。まちづくりは橋本市の形をつくることであり、広く市政の全般にわたる。これにいわゆる市民が決定的に関与することになるということです。もしそうなれば、市議会はこれら、いわゆる市民のつくった政策を単に追認し、民主的手続きを経ているとの言いわけを正当化する道具に成り下がってしまう。議会制が、議会政治が形骸化してしまう。それでよいかということです。つまりこの条例案は、市当局が議会の権限の及ぶ範囲を縮小し制限するもの。言いかえれば、市当局そのもの。議員や議会をこけにするものであるということです。この条例案に賛成することは、議会の自殺行為であるということに気づいてほしいのであります。

最後に、本条例案について私がたびたび一般質問でただしたこと、また以上で言い足りなかった点について補足させていただきます。多少の重複はご容赦願います。

一つ、少子高齢化を乗り切るために旗印として本条例が必要だという市当局の説明に対し、私が本条例がなければ少子高齢化社会が乗り切れないのかと質問したところ、本条例がなければ乗り切れないということはないとの答弁があった。もちろんであります。全国1,700の地方自治体のうち、たった約5分の1のみが本条例を制定しているにすぎず、残りの5分の4、約1,300の自治体が条例がなくとも適切に運営されております。

また、大災害に適切に対応するためと言うが、これも全く関係がありません。自主防災

会の充実と区・自治会、区長会の組み合わせを充実させ、足らざるは補えばよいだけの話である。災害というのは、ただ単に、だしに使われているだけです。さらに橋本市政に内外の優秀な知識や意見を取り入れ、そのエネルギーを活用することは必要なことであり、私も大賛成である。しかし、その目的は住民から信任も委託も受けず、しかも何の責任も負わない人たちを市民として扱い、実質的に市議会議員や議会よりも強大な権限を付与し、議会政治、民主政治を有名無実化することにより達してはならない。本条例を制定しなくとも、諮問委員会に諮問するなり、公聴会を開くなり、専門家を呼んで職員の研修会を開くなりしてほかに充実した目的を達成する方法はいくらでもあるではないか。議会で市当局の答弁を聞いていると、本条例を何でもできる打ち出の小づちと錯覚しているようである。

また、市長は市職員の仕事を減らすと言うが、本当に減るのか。外国人を含む市内外の人、いわゆる市民への対応、情報の共有化に伴う説明義務の増加、それに関連する地域や世話人との調整など事務量の増加が見込まれ、またトラブル等の発生と相まって、仕事量は減るところか、対応する職員の過労による心身の疲弊により健康を害する懸念もあります。現在、遊んでいる職員は1人もいないはずである。今の職務をこなしながら、これらの膨大な仕事を適正に遂行できるか不安であります。また、残業代もかさみ、公募委員の人件費等と合わせて市の財政の悪化にさらに拍車をかけることになってしまう危険もあります。

また、改めて議員と公募委員との違いを見てみると、議員は最下位当選でも約1,000人の有権者から信任を得ています。自分1人にしか信任されていない公募委員に、市政に関し実質的に議員よりも強い権限を与えることは、

憲法の地方自治の精神を踏みにじるもので、議会の自殺行為であるということ。

以上、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例案の各条文、憲法上、理論上、実際上のもろもろの問題点を総合的に考えれば、本条例を制定する必要性や利益となる点は全く存在しない。かえって憲法の地方自治制度が保障する各基本原理を侵害し、いたずらに市政を複雑化し、市職員の業務を増大し、財政的事情を悪化させる要因を増やすばかりである。また市民や団体に義務的文言を多く用い、その自由、自主性を奪う危険が大であります。

最後に、私の議会での重ねての質問に対し市当局は、本条例がなければこのような不都合があると一つも説明できなかった。ただ、まちづくり、市民協働の旗印としてを繰り返すだけだった。旗印としてだけなら、例えば、橋本市市民まちづくり宣言とか市民まちづくり憲章等を作成すればよいではないか。私がこれまでる申し上げてきたような欠点だらけの本条例を制定する必要は全くない。

以上の理由で、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例案に反対するものであります。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）橋本市の自治と協働をはぐくむ条例について、賛成の立場で討論いたします。

今後急速に進む人口減少、そして少子高齢化、頻発する災害、教育や福祉の課題、厳しい財政状況など、本橋本市において右肩下がりの時代をやはり生き抜いていくために、今こそ市民と行政、そして議会がともに力を合わせて、自治と協働で元気なまちをつくっていく必要があります。今まさに一つの時代の大きな分岐点に差しかかっているように感じしております。先々を見据えて、転ばぬ先の杖

が必要な時期ではないのかというふうに考えております。

その上で、この条例に賛成いたします根拠として何点か挙げさせていただきます。

一点目として、この条例を作成するための委員会を平成28年の12月に議決いたしまして、その際の付託決議の内容を十分に踏まえながら条例の策定を進めている。

それと、二点目として、委員会は先進地を視察をはじめ、小委員会であったりとか、三役会議も含め多くの会議での議論を重ねていること。

それと、三点目としては、まちづくりフォーラムであったり、各地区公民館でのタウンミーティングなど市民の声を吸い上げる機会というのを設けまして、意見や提案をしっかりと受けている。

四点目、委員会が窓口条例素案に対する意見の聴取を行いまして、市民より意見を受け丁寧に回答をしていること、市として部分修正を加えた上でパブリックコメントを行い、意見をいただき、真摯に回答している。

五点目としては、この条例の名称を橋本市の自治と協働とはぐくむ条例と命名して、あえて市民にしっかりと周知するため、です・ます調というふうにわかりやすく市民目線としてつくっていること。

六点目として、この条例の趣旨に沿ったまちづくりを進めるための実効性を担保することや、時代に風化しない条例とするための仕組みが組み込まれていること。こういうことを踏まえ、以上のことを踏まえた上で、和歌山県初の自治基本条例として市民の皆さまと行政、そして議会が一丸となりまして、ともにこれからのまちづくりを進めていくための条例であると考えていますので、この条例に賛成をいたします。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方あり

ませんか。

18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）私も橋本市の自治と協働をはぐくむ条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、この条例の必要性ですけれども、地方分権一括法施行以来地方分権というのが進められてきておりまして、自分たちのまちのことは自分たちで決めていくということが求められてきているようになりました。そんな中で、人口減少や高齢化、それから税収の減少、社会保障費の増加など今までの行政サービスでは限界が来つつある時代になってきており、その困難を乗り越えるためには地域の課題をそれぞれが自分事として捉え、地域での活動を積極的に行っていくことが重要になってきております。そのためには市民と行政とが協力をしてまちづくりを進めていくことが必要であり、基本的なルールを明確にし、市民と市が共通の認識を持ってまちづくりを進める必要があるというふうに考えております。

反対討論にもございましたが、まず第1章の第2条の2の市民の定義ということですが、プロ市民の問題というのを取り上げられましたけれども、現在は社会において多様性というのが最も重要とされている時代でありまして、今後ますますまちにかかわる人たちも多様になってくるのではないかとこのように考えられます。国籍であるとか住所の有無に捉われずに、橋本市やその橋本市の地域づくりに興味を持ってかかわりたいと思う方々とも一緒にまちづくりを行っていくことこそが、本市の発展につながるというふうに思っております。

反対討論では数々の条例の中の点をご指摘されましたので、全てにおいて比較することができませんので、もし抜けている点がございましたら他の議員が補完していただきたい

と思いますが、第4条、市民参画の分についてでございますが、第4条の2は、市民はまちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め、市はその参画のための機会を設けますということでございますので、何もこれは議会を軽視しているとかそういうことではないというふうに考えております。

それから、第10条の地域運営組織ですけれども、説明の中では地域運営組織については市民参画のもと別に十分な議論が必要と考えていると。そしてこの地域運営組織の基本的な部分についてのみ定めることとしておりまして、現在活動している区や自治会、それからさまざまな関係機関、及び市と連携して協力してまちづくりを行っているということを定めておりますので、各地域の実情に応じたものを今後市民の皆さまと一緒に話し合いをしながら、一定のまとまりのある地域としてそれぞれの実情に合わせた形で決めていくというふうなものでございますので、今の共有コミュニティであるとか第2層協議体と重なる部分もありますし、また地域によってはそのものこそが地域運営組織というふうに位置づけていこうということにもなるということでございますので、ここに関しては全く問題がないというふうに考えております。

それから、第15条の条例の位置づけでございますが、この位置づけに関しましては、条例には上下関係というのはございませんし、それから議員おただしのような反対討論でもございましたけれども、この条例の趣旨に伴った整合性を図ることがこの条例の位置づけというところにも書いてございますので、上下関係はないというふうに認識はしておりますので、これも何も問題がないというふうに考えております。

それから、第16条のはぐくむ条例の問題でございますが、これは決して議会を、議員を

こけにした条例ではなくて、社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証して、必要に応じて見直しをしながら実効性のある条例となるようにはぐくんでいくというふうにございますので、何か問題が生じたとき、もしくは社会情勢に適合しない場合には、毎年の効果検証であるとか、必要に応じて見直せる、そして市民と市のみんなでこの条例をはぐくんでいけるというものでありますので、これは橋本市の独自の特色ある条例ではないかなというふうには考えておりますので、この部分についても反対討論でございましたような問題はないというふうに考えております。

また、この条例は委員会の報告の中にも三つのこだわりというものがあるようございまして、ぜひともこの条例はみんなに読んでもらいたい、理解してもらって初めて意味のあるものになるということで、あえて親しみやすく読みやすい、です・ます調を採用されていらっしやいます。きっとこの条例ができましたならば、市民の皆さまにとっても大変親しみのある、読んでいただけるような条例になると思いますので、この条例の趣旨にある自分事として市のいろんな問題を取り上げるということに関しては、大変いいのではないのかなというふうに考えております。

また、議会といたしましても、市民に開かれた議会をめざして、自治基本条例に先立って議会基本条例というのを策定しておりまして、毎年の議会報告会であるとか、少しでも広く市民の皆さま方のお声を反映させるというようなことにも議会として努めるという方向性を示しておりますので、最終的な決定は議会に、いわゆる選挙で選ばれた議員に委ねられておりますので、何ら問題はないというふうに考えております。

また、この条例の策定にあたりましては、平成29年の5月以降、委員20名のうち15名が

市民、そしてそのうちの7名の公募の市民が10回の委員会、それから8回の小委員会、2回の市民向けのシンポジウム、市内各8箇所の公民館での2回のタウンミーティングの開催など、策定委員さん自らが地域の声を直接聞き、条例の素案づくりの参考にされたということでございまして、また庁内の職員プロジェクトチームとの意見交換会、先進都市の実地調査など、大変多くの時間を使い熟議を重ねて、市民と市が力を合わせて元気なまちをつくらうということで策定に取り組みいただきましたことに、まずは敬意を表したいと思います。

そしてこの条例は、市民と行政の協働のまちづくりをめざして、これからのまちづくりの旗印となるための条例でありますので、この条例制定は終わりではなく本市の協働のまちづくりが始まるのであるという策定委員長の言葉を行政当局は重く受けとめていただきまして、協働のまちづくりを推進していただくことを切にお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）前段で2人の議員が詳しく賛成討論をしていただきました。私のほうは重複しておりますので、一点だけに絞って賛成討論したいと思います。

反対討論の中で憲法違反という話がよく出ておりました。この条例は憲法、地方自治法を超えていない、上位法であります憲法や地方自治法を超えていないということであろうかと思えます。まして、策定にあたりまして、学識経験者2名と弁護士も入っていただいております。私は弁護士ではありませんので憲法のことについては具体的には言えないので

すけども、この方たちも入っていただいております中で、憲法や地方自治法には抵触していないという判断をされておるんで、それが正しいのではないかなど。

まして、2010年ぐらいまでに全国で200以上の自治基本条例が制定されております。これが憲法違反であれば大きな問題になっておるのではないかなどと思いますが、その辺についても何ら問題提起をされておりませんので、憲法違反には当たらないということなので、前段の2名の賛成討論とあわせて、一点だけ申し上げまして、本条例案に賛成の立場で討論いたしました。

ありがとうございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

この際、10時35分まで休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第17 議案第7号 橋本市小学校空調設備整備事業プロポーザル審査委員会条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第17 議案第7号 橋本市小学校空調設備整備事業プロポーザル審査委員会条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）委員長報告をさせていただきます。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託された、議案第7号 橋本市小学校空調設備整備事業プロポーザル審査委員会条例について を審査するため、9月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

記。

議案第7号は、市内各小学校の普通教室等にエアコンを設置するにあたり、受託事業者をプロポーザル方式により選定するための審査委員会を設置するため、新たに本条例を

制定するものである。

委員から、同様の方法により業者選定した例はあるかとのただしがあり、全国的には複数の事例があり、このうち現在進行中の自治体へ視察に行き、情報提供を受けているとの答弁がありました。

市内小学校は14校あるが、分割発注について検討を行ったかとのただしがあり、国の補助金を活用して整備を考えている橋本及びあやの台小学校の2校と、その他12校の二つに分けた発注を基本に現在検討中であり、コスト及び工期等を勘案し決定していきたいとの答弁がありました。

工事の施工方針についてただしがあり、基本的には、春休みや夏休みの平日を中心に工事を考えている。テストや行事などの期間は工事を行わず、また土曜日、祝日及び夜間の工事は費用がかさむため基本的には考えていない。実際の施工日程等については、早い時期に学校と綿密な協議を行った上で、児童生徒、保護者に周知するとの答弁がありました。

授業中に行う工事はあるかとのただしがあり、可能な限り授業中には行わないよう配慮する。ただし、室外機の設置、電気工事などの屋外工事については授業の妨げにならない範囲で行う可能性はあるとの答弁がありました。

アスベストを使用している校舎はあるかとのただしがあり、アスベストは残っていないと考えているが、築年数が40年を経過している校舎もあり、アスベスト以外に何らかの支障が出てくる場合は、設計段階において適切に対応するとの答弁がありました。

小学校は平成32年6月末までの事業完了をめざすとのことだが、近年の猛暑による児童生徒の健康への影響に配慮し、夏休み延長の考えはあるかとのただしがあり、来年度は、

小・中学校において従来の冬休み期間を前後2日間ずつ短縮し、夏休みの開始を4日早めることとしたい。10月開催の校長会において協議決定し、各学校から保護者へ周知するとの答弁がありました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(岡 弘悟君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番(堀内和久君)よろしくお願いします。

報告は今聞かせていただいたんでわかるんですけども、先進事例の視察とか、情報提供というふうに今報告をいただいたんですけども、それに関してメリットの部分ばかりの情報提供であって、リスクとかそういうのを考えて、例えば、デメリットの部分ですね、1校ずつのカラーというか、工事内容が異なることとか、あとデメリットの部分で一番大きいのが追加工事とか、発生してくる可能性があるのかとかそういう計算はできているのか、この一点と、もう一つは、分離発注等のおただしがあったと思うんですけども、2校と12校に分けることはできるという答弁やったと思うんですけども、二、三校ずつとか、極論1校ずつとか、ある程度の分離的なことはできないかということが二点目と、最後に、工事日の決定ありき、完成の日が決定ありきのほうで進んでいるように、プロポーザルなどでそこが一番の重要課題になるのは理解できるんですけども、それだったら、工事で土日祝は考えていないというのは果たして工期が大丈夫なんかというこういう質疑があったのか否か、それに係るものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長(岡 弘悟君)6番 小林君。

○6番(小林 弘君)一点目なんですけども、九州のほうへお伺いに行かれて、プロポーザ

ル方式でやられている、現在進行形でやられていることで、九州へ行ってメリット、デメリットのお話も伺ってあるというようにお聞きしております。

二つ目については、分離発注は、2校は15年まだたっていないということで分離する。あとの残りについてはこのプロポーザル方式を採用させていただいてやっていきたいというようにお聞きしました。

三点目につきましては、工事期間決定ありきということでの質問等と思えますけども、プロポーザル方式にすることによって工事期間を中学校、小学校も夏の暑いときまでに完成をするということでプロポーザル方式にしたという説明がありました。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）小林委員長、あと追加工事に関して。

6番 小林君。

○6番（小林 弘君）追加工事は出てくると、工事にかかるいろいろなことに支障が起ってくる可能性があるので、追加工事をさせていただくという答弁やったと思います。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）私は反対の立場で討論させていただきます。

まずは早くつけてあげたいというのはよくわかりますし、もっと議論を重ねるべきであるというのも主張しますし、本当に苦渋の決断である、どちらの答えをとっても市民のためになるというのもわかっておりますし、それと同じだけデメリットもあるという本当に

苦渋の決断での反対討論をさせていただきます。

二つ言わせていただきます。

一つ目は、プロポーザルに対して、本来のプロポーザルとは、例えば、この議会事務局のように専門性が高くて、どういうふうな企画立案をしたらいいかといういろんなカラーのあるバージョンのときを僕は思うと思います。したがって、そういったときのプロポーザルというのは企画立案型をいただいた上で、その中で一番ふさわしいのを決定するという。そして委員会を立ち上げて、決めていただくというのはよくわかります。

ただ、今回の案件は空調工事で、専門性というのは一色であるというか、空調をつけるというだけの工事に対してプロポーザルで納期を急ぐあまりという感覚がどうなのかなということ、まだ実は悩んでいるところもあるんですけど、やはり議会議員としてはこれはちょっと具合悪いのではないかなというのを思います。

そして、あと工期を優先するあまり、先ほども問わせていただいたんですけど、追加工事とか、あと耐震補強を各学校はしているんで頑丈だとは思いますが、設計図面に基づいてきっちり穴をあけたり、いろんな配線をはわせたりということも理解していかなければならない。容量不足が普通やというふうに解釈するのであれば、やはりもっと揉まなければならないというふうに僕は思います。各学校のタイプが違うように、キュービクルも入れかえなのか増設なのかということももっと深い考えを持たなければいけないと思う。

メリットばかり、工期ばかりが焦ることで行ってしまっただけで、工事業者というのが限られてくるのではないかなということも思います。

一つ目の続きなんですけども、全小学校の14校の二つと12校の分離発注のおただしが

あったわけでございますけれども、その残りの12校に対してもやはり分けて、スピード感を持ってプレゼンさせていただくとか、分離であるのであれば僕も歩み寄れる考えを持てるんですけども、その観点から一つ目の理由を持って反対です。

二つ目に、また遠回りしてでも中学校と同じやり方のように、設計図面を起こしていただいて、時間はかかりますけれども、きちんとした時代のニーズに合った容量を大きいで上回るぐらいの節電に努めるぐらいのきっちりとしたものをつくって図面を起こしてやっていただきたい。その上で分離にもなっていただきたいとは思いますが、できるだけ早期にやっていただきたいというふうに。土日祝も工事費用がかさむのもわかるんですけども、夏休みもしかりで、休みの日にしか学校現場に入れないという現実も踏まえた上で、やはりもっと慎重に、早まるがあまりで失敗をしないようにということを思いまして、苦渋なんですけれども反対とさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）私はこの条例に対して、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど反対の立場の討論もございましたが、非常にかかなりの小学校の個数があるということで、それと分離発注すれば、各学校ごとに非常に単価差、多分出てくるんじゃないかとは思っています。まして、指定業者にしても、橋本市の業者というのはこういった電気業者じゃなしに、恐らくは機械設備とかそういう形になるかと思っています。そうなれば、非常に業者数も少ない中で、まして今の競争入札じゃなしに1億円以下の中でそういった業者を募るならば、市の最低価格というのが非常に決められております。そうなれば、非常に市

としても経費をできるだけ抑えたいという思惑はかなり外れてきて、こういったプロポーザルで一括するほうが一番今回素直に行くんじゃないかと思います。

その中でキュービクルの問題についても、今回、業者がいろんな現場を見てくれるので、見た中でここはどういったキュービクル変えらなあかんとか、というのもそれも交えた中でプロポーザルで単価が出てきますので、まして市内業者についてはそういったとった業者じゃないですけども、やはり綿密な営業活動をしていただいて、かなりの学校の部屋数もありますので、やはり市も、使用者側の中ではなくくれないと思いますが、下請けの中で市内業者を鍛え上げるということで、それはあくまでも要望というのはおかしいんですけども、そんな形では今後提案していきたいと思います。

やはり仕様書が優先的にしますので、仕様書をしっかり書いていただいて、あとはしっかり業者選定をしていただきたいと思っておりますので、そういったことについてちゃんと委員会の中では答弁も、今こういった制度は珍しいんで、視察に行った中でも非常にまだ業者選定中とかあったり、やはり言えない部分が多々あると思うんですけども、それもよくわかりますので、しっかりした仕様書をしていただいてするということで言われていますので、そういったことでこの条例に対しては賛成いたしたいと思っております。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）私は最終的には賛成の立場で意見を述べたいと思うんですけども、今、12番議員ですか、反対の立場で討論なさいましたけれども、内容についてはやはり吟味する必要があるんじゃないかと。これをや

っぱり反対、賛成というお二人の意見については、私はどちらもやっぱり大事なことであると思っております。ほんで、反対という意見ではなくて、やっぱりやり方としては市民の代表である、12番議員はある程度空調についても詳しい議員であると私は認識しております。肩を持つとか持たんとかそんな問題じゃなくて、今言われた三点についてはやっぱり執行する教育委員会のほうで、十分やっぱり再度検討していただいて、そしてできるだけそのことを実行に移せるようにしていただくということを条件に賛成の立場として意見を述べさせていただきます。

以上であります。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号 橋本市小学校空調設備整備事業プロポーザル審査委員会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。